**ムラキ・杉原水産への行政処分は無効である**2018.12.9 築地市場営業権組合

１．行政処分の法的根拠は条例第91条

　東京都が11月26日付けで交付したムラキ・杉原水産への行政処分の通知書には、「東京都中央卸売市場条例第91条及び第103条第1項第5号の規定により処分する」旨、記されています。

しかし、第103条第1項第5号は「条例に違反したときは処分できる」旨の規定ですから、実質的な法的根拠は第91条しかありません。

２．条例第91条のポイントは「使用資格が消滅したとき」

条例第91条は次のような規定です(傍点引用者)。

　(市場施設の返還)

第91条　使用者の死亡、解散若しくは廃業等又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、知事の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

この規定のポイントは、使用者に起因して「使用資格が消滅したとき」にあります。

３．本件では「使用場所が消滅した」に過ぎない

　では、本件は、使用者に起因して「使用資格が消滅したとき」にあたるでしょうか。

　明らかに違います。本件では、都が築地市場を豊洲に移転することを決めたために、使用者の使用場所が消滅したに過ぎません。

　原因は使用者には全くなく、都にあります。そして、使用者の使用資格が消滅したわけでも全くありません。

　要するに、都は「使用場所が消滅したとき」を第91条の適用要件「使用資格が消滅したとき」にすり替えて本件に第91条を適用したのです。

「使用者に起因して使用資格が消滅したとき」にあたらない本件に第91条を適用することは「**重大かつ明白な瑕疵**」にあたります。

　**したがって、本件行政処分は無効です。**

　皆さん、ぜひ、この「重大かつ明白な瑕疵」を広めて、都の凶暴で違法な行為を多くの人に知ってもらうようにしてください。

　これを広めれば広めるほど、本件行政処分の無効あるいは取消しを勝ちることができるようになります。

　皆さんのご協力を切にお願いいたします。